

独立行政法人農業者年金基金の平成28事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、主務大臣による平成28年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員解任は行わなかった。
----------	--

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、主務大臣による平成28年度の総合評価が「B」評価であったこと等を踏まえ、役員報酬について反映させる事項はなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	28事業年度評価における主な指摘事項	平成29及び30年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>中期目標（20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を20%に拡大）を達成するためには、中期目標期間の最後の事業年度である平成29年度において、28年度と同程度以上のポイントを増加させる必要がある。</p> <p>このため、平成29年度においては、これまで以上に、目標達成に向けた新規加入の進捗管理を適確に行うとともに、新規就農関係機関との連携強化による新規就農者への働きかけなど、若い農業者に重点を置いた加入推進の取組を一層徹底することが必要である。</p>	<p>28事業年度評価における主務大臣の指摘事項を踏まえ、</p> <p>① 都道府県段階の受託機関に対して市町村段階における加入推進の進捗管理の徹底と助言・指導を要請</p> <p>② 全国農業会議所及びJA全中と連携し、農業委員会組織、JAグループそれぞれに対して、下半期の取り組みの一層の強化を図るための通知文を发出など、これまで以上の取組を行った。</p>
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>新システムの利用状況及びアクセス件数が減少した要因について分析・検証し、その結果を踏まえ、必要な改善策を検討すること。</p>	<p>29年4月18日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県段階、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。</p> <p>また、基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣（年間14カ所）して、農業者年金記録管理システムの利用方法等の説明会を実施し、各都道府県段階の業務受託機関担当者の理解及び各市町村段階の業務受託機関への利用促進に努めるとともに、受託機関等の要望等を踏まえたシステム改修を継続的に行っ</p>

		<p>た。</p> <p>また、システムの処理状況確認機能を活用し、事務処理遅延の防止を徹底することとし、システム未利用の受託機関に利用申込書の提出を求めつつ、利用困難とする要因を把握する等の通知を発出した。システム利用の受託機関数は、通知発出後、15機関増加し、29年度は29機関の増となっており、システムを利用した届出書等の作成割合は、29年度は農業協同組合32.11%（対前年度比1.79%増加）、農業委員会26.14%（対前年度比0.26%増加）となっている。</p> <p>なお、アクセス件数の減少は、受給権者数、被保険者数等の減少によるものである。</p>
	<p>昨年度に指摘した監事監査報告の意見を踏まえた内部統制の充実については、平成28年度監査報告の意見にあるとおり、内部統制を具体化するための規程等は概ね適正に整備されてはいるが、個人情報の保管・点検方法等についてなお改善の余地がある。</p> <p>このため、平成29年度においては、基金の内部統制の整備及び運用についての監査報告の意見を踏まえ、個人情報の保管及び点検方法の改善に向け、管理体制や関係規程を見直し、早急に必要な措置を講じる等内部統制システムを改善・充実させる必要がある。</p>	<p>平成28年度に係る業務の実績に関する評価書の指摘事項に対する対応を踏まえ、以下により内部統制システムの充実に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会での議論の重点をリスク管理のPDCAサイクルにおけるC（業務運営の点検・評価）に移すため、リスク対応方針の総点検の様式の見直し及びリスク管理行動計画の見直しを行った。 ・事務ミスが発生した場合、「なぜなぜ分析」の手法を用いて原因分析を行った上で、その結果を踏まえた対応方針についてリスク管理委員会等で報告させることで、業務手順を自ら見直し改善に努めた。 ・個人情報の保管及び点検方法の改善に向け、情報セキュリティポリシーの制定、個人情報保護管理規程及び法人文書管理規程の改正を行い、それぞれの規程の中で、定期的に点検を行う体制を整備する旨を定め、考査担当審理役が一元的に監査を実施することとした。また、10月より個人情報保護に関する事務の総括を行わせるため、個人情報保護担当審理役を理事長特命事項により任命するとともに、組織規程を改正し、個人情報の保護の業務に関し、専門的知識経験を有する者による点検・指導体制の強化等を図るため、新たに個人情報管理役を設置した。 ・全職員がパソコン上で閲覧できる共有のフォルダ（フォーラム）の整理を行い、業務マニュアル、引継ぎ資料、事務ミス改善対応（なぜなぜ分析）等の掲載を一元化し、情報の共有化を図った。